

「男子援助活動」とは何か？

--- ドイツにおける男子援助活動をめぐって ---

池 谷 壽 夫

目 次

はじめに

1. 青少年援助，青少年援助活動，女子援助活動，男子援助活動
 2. 女子援助活動から男子援助活動へ
 - (1) 女子援助活動の歴史
 - (2) 男子援助活動の誕生と展開
 3. なぜ「男子援助活動」がことさら求められるのか？——男子援助活動の必要性和その背景
 4. ジェンダー・メインストリーミングと男子援助活動
 5. 男子援助活動とは何か
 6. 男性運動と男子援助活動——男子援助活動における主要な潮流と論争
 - (1) プロ・フェミニズム男子援助活動
 - (2) 解放的男子援助活動
 - (3) アイデンティティ志向男子援助活動
 - (4) 反省的男子援助活動
 - (5) 神話詩学男子援助活動
 - (6) 非アイデンティティ男子援助活動
- おわりに——男子援助活動の理論的・実践的課題
- (1) 男子援助活動とフェミニズムとの関係
 - (2) アイデンティティと男性のモデルをめぐる問題
 - (3) 男子援助活動の担い手および共修・別修をめぐる問題

はじめに

すでに池谷壽夫 2005 において、筆者は近年ドイツ語圏で登場し、世論となりつつある男子＝敗者論を批判的に検討する中で、そうした議論の際には、ドイツにおいてとりたてて「男子援助活動」(Jungenarbeit, social work with boys) が提唱され実践され始めていることの意味と成

果を踏まえる必要性を提起した (p. 79). しかし、そこでは紙数の関係もあって、簡単に触れるにとどまった。

そこで本稿では、あらためてドイツにおいて男子援助活動が、どのような背景の中で出てきたのかを振り返るとともに、また男子援助活動の定義、福祉や教育におけるその位置づけなど、ドイツにおける男子援助活動の諸問題を原理的に考察する。

その際、筆者は、以下のような視点から、ドイツにおける男子援助活動を考察する。第1の視点は、法的視点である。「男子援助活動」がどのような法的な根拠を有しているのかをまずは検討する。そしてそのことをとおして、男子援助活動の基本構造を明らかにする。第2の視点は、歴史的視点である。すなわち、ここでは女子援助活動(の歴史)とそれに対する応答として男子援助活動が出てきた歴史を考察することをとおして、男子援助活動が出てきた必然性を解明することになる。第3の視点は、社会・経済的視点である。ここでは男性・男子がことさら「問題だ」とされる社会・経済的背景が解明され、男子援助活動の社会的必要が浮き彫りにされる。最後に、以上の視点を踏まえて、とくに男性運動の潮流やフェミニズムとの関係性を検討する中で、ドイツにおける男子援助活動の潮流を整理しなおし、男子援助活動の理論的・実践的課題を解明する。

もっとも、男子援助活動と言われるものは、ドイツに限られるわけではない。オーストリアでは *Bubenarbeit* という言葉で表現され、主としてその根を学校外教育にもっている。またスイスでも、*Knabenarbeit/ Bubenarbeit* という言葉が用いられて、さまざまな取り組みが行われている。イギリスでは、すでに1986年に Trefor Lloyd の著書『男子援助活動 *Work with boys*』が出されており、この著書がオランダやドイツに衝撃を与えたと言われている (Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 83)。

* *Jungenarbeit* については、*Mächchenarbeit* とともに定訳はまだない。*Soziale Arbeit* を「社会事業」あるいは「ソーシャル・ワーク」と訳すことから言えば、「男子事業」と訳せなくもない。しかし、「事業」というと、国家や社会が一方向的に施しを及ぼすという意味合いが強くなるし、また後で見る *Jungenarbeit* の内容を考えると、事業というよりも「援助活動」と訳すほうが良いと考え、ここでは敢えて「男子援助活動」と訳すことにした。同じ趣旨で *Machchenarbeit* も「女子援助活動」と訳している。

1. 青少年援助, 青少年援助活動, 女子援助活動, 男子援助活動

男子援助活動は女子援助活動と並んで、「青少年援助活動 *Jugendarbeit*」における諸活動の中心的活動を担っているが、この青少年援助活動は「児童・青少年援助法 *Kinder- und Jugendhilfegesetz (KJHG)*」にもとづいて行われている。

そこで、この節では、「児童・青少年援助法」を検討する中で、これらの概念を整理し、男子援助活動が青少年援助活動の中で占めている位置を明確にしておくことにしよう。

まず青少年福祉に関わる概念としては、最も広い概念である「青少年援助 *Jugendhilfe*」、正

式には「児童・青少年援助 Kinder- und Jugendhilfe」がある。これは、「青少年とその家族のために自主的・公共的な機関が行う一切の仕事と責務」をさしている。青少年援助に関して定めた法律が、社会法典第8巻 (Sozialgesetzbuch) の「児童・青少年援助法」である。

ドイツでは、戦前に「帝国青少年福祉法 Reichsjugendwohlfahrtgesetz (RJWG)」(1922～24年)があり、この法律が戦後1953年に「青少年福祉法 Jugendwohlfahrtsgesetz (JWG)」に変わった(ただし内容は基本的に変わっていない)。その後、東西ドイツの再統一の1990年に、新しい法律である「児童・青少年援助法」が提案され、1991年に発効している。旧東ドイツでは1990年10月3日以来経過特別措置を経て発効している(国立オリンピック記念青少年総合センター調査連絡課1998, p. 12)。その後いくつかの改正がなされて、今日に至っている。最近の変更は2005年10月1日に行われている。

この「児童・青少年援助法」に特徴的な原則は、高橋由紀子2001によれば、子ども・少年の参加の権利と意見を聞いてもらう権利の承認、警察法的性格が強かった旧法と異なり、介入より支援を重視していること、従来の施設入所型サービスに代えて、通所型サービスを重視していること、問題を抱えた子どもだけでなく、すべての子ども・少年を法の対象に据え、援助を受けるスティグマを払拭していること、旧法が父母と子どもからなる家族モデルを想定していたのに対し、特定家族モデルを放棄したこと、社会福祉の他領域で命じられていたのと同じ個人情報保護が導入されたこと、にある(なお、岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子2002も参照)。

もっとも、ここでいう児童・青少年は年齢幅が広く、14歳から27歳未満のものまでを含み、14歳未満を子ども Kind, 14歳以上18歳未満を青少年 Jugendlicher, 18歳以上27歳未満を若年成人 junger Volljähriger, そして27歳未満のものすべてを青少年 junger Mensch と呼んで、区別されている。

この青少年援助の目的は、青少年が持っている権利、すなわち、「自分の発達の支援を受け、自分に責任を持ち共同できる人格へと教育される権利」(第1条)を実現することである。とくに、以下のことが目指されている(第1条の3項)。

1. 青少年が個人的かつ社会的に発達できるように支援し、不利益を避けたりなくしたりすることに寄与する。
2. 両親および他の教育権者が教育する際に助言を与え支援する。
3. 児童・青少年を彼らの福祉のために危険から保護する。
4. 青少年やその家族のために肯定的な生活条件や、また子どもや家族に好意的な環境を保持しつくり出すことに寄与する。

そして青少年援助の主要な活動の最初に掲げられているのが、「青少年援助活動 Jugendarbeit, 青少年社会援助活動 Jugendsozialarbeit および教育的な児童・青少年保護 Kinder- Jugendschutz への提供物」である。その他の活動としては、「家族における教育支援への提供物」、「昼間保育施設および昼間保護施設における子ども支援への提供物」、「教育援助およびそれを補完す

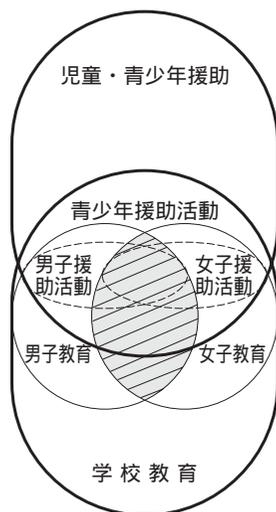
る活動」,「精神的に障害のある児童・青少年の援助およびそれを補完する活動」「若年成人の援助と後見」が挙げられている(第2条「青少年援助の任務」).

「青少年援助活動」に関しては,第11条「青少年援助活動」でその狙いが規定されている.それによると,青少年援助活動の提供物は,「青少年の関心」に結びついたものでなければならないし,「彼らによって共同決定され共同形成される」ものでなければならない.そして「彼らが自己決定できるようにさせ,社会的な共同責任や社会的な積極的参加へと励まし導かねばならない」.つまり,青少年援助活動の提供物は,青少年の関心に結びついて,青少年の参加によって共同で決定されるものであり,その目的は青少年が自己決定できるようにさせ,社会に責任を持って関与していけるようにすることである.具体的な重点的活動としては,「学校外の青少年教育」「スポーツ,遊び,団樂での青少年援助活動」「労働や学校や家族に関連した青少年援助活動」「国際的な青少年援助活動」「児童・青少年レクレーション」「青少年の相談」が挙げられている.

女子援助活動とその後自覚的に行われるようになった男子援助活動は,こうした青少年援助活動の一部を構成するものである.

だがしかし,男子援助活動や女子援助活動は青少年援助活動の一部に尽きるものではない.ドイツでのもう一つの重要な活動分野は,学校である.つまり,男子援助活動や女子援助活動は,学校で行われる「男子教育 Jungenpädagogik」や「女子教育 Mädchenpädagogik」の一部をなしているのである.逆に言えば,男子教育は,男子援助活動の上位概念として,「男子に関わるあらゆるジェンダーを意識した教育的援助活動」を意味することになるし(Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 10),それにならえば,女子教育も「女子に関わるあらゆるジェンダーを意識した教育的援助活動」を意味することになる.以上のことをまとめて図示すれば,以下のような構成になる(図1).

図1 援助活動に関わる諸概念の関連構造



注) 斜線の部分は,男女共修を表わしている.

2. 女子援助活動から男子援助活動へ

(1) 女子援助活動の歴史

さきほど、女子援助活動とその後に自覚的に行われるようになった男子援助活動と書いたが、それには理由がある。それを明らかにするためにも、ここでまずドイツ、とくに西ドイツにおける女子援助活動の戦後の歴史について簡単に触れておくことにする。

1950年代にはまだ女子は、青少年援助活動の目標グループとしては登場していなかった。女子は家庭に位置付けられていたので、そもそも予定されていなかったし、また欠陥のある存在として共学グループに組み込まれていたからである。60年代の教育改革で男女共学 Koedukation が推し進められていくが、それは形式的な場所的意味での男女共学でしかなかった。また、たしかに Clubheime や Seminare のような女子用のさまざまな施設があったが、これらの施設の目標は女子の制約のない人生展望には向けられておらず、結婚と（社会的）職業の準備に向けられていた。例えば化粧コースや幼児教育などが行われた。この援助活動の目標は、女性の欠陥を継ぎ足し的に補完するものであった (Klees/ Marburger/ Schuhmacher 2000, S. 13ff.)。

70年代にフェミニズム運動が起こってくる中で、学校でも青少年援助活動においても、男女共学は男女平等を推し進めるものではなく、結局は男子を優遇していることが問題にされた。青少年援助活動といっても、それは女子をも含めた青少年 Jugend の援助活動ではなく、もっぱら男子 Jungen 中心のものではないかという批判がなされるようになった。青少年援助活動はスローガンであって、結局は男子援助活動ではないのかという批判が起こったのである (Blomberg 2005)。こうした中で、青少年援助活動において、とりたてて女子をターゲットした自覚的な女子援助活動がフェミニストたちによって行われるようになっていく。「党派的・当事者的な parteilich 女子援助活動」である (例えば, Savier/ Wildt 1978)。青少年援助活動の中で、男女共修で援助活動を行うのではなく、女性だけのグループのなかで、女子に、それまで疎遠であった自然科学や、技術、コンピュータなどに親しませるプログラムが提供されたりした。1984年に出されたドイツ連邦政府（旧西ドイツ）の『第6回児童・青少年報告書 Verbesserung der Chancengleichheit von Mädchen in der Bundesrepublik Deutschland - Sechster Jugendbericht -』は、こうした女子援助活動を励ますものであった。当時の女子の状況が公けにされ、そのタイトルにあるように、「ドイツ連邦共和国における女子の機会平等の改善」が課題として提起されたからである。この報告書により、「女子援助活動は明らかに拡張されることになり、そして青少年団援助活動の内部でジェンダーに関連した反省が行われることにもなった」（ファウルシュティッヒ＝ヴィーラント 2004, p. 213. なお女子援助活動の詳しい歴史については、あらためて別稿で論じることにする）。

その後、州レベルでも女子援助活動への支援が行われていくことになる。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、1988年以降、青少年省（現在では、学校・青少年・児童省）

によって、女子援助活動に対する財政援助が行われている。具体的には、die FUMA - Fachstelle Mädchenarbeit in Gladbeck, die Fachstelle Mädchenarbeit der Landesarbeitsgemeinschaft (LAG), Mädchenarbeit in NRW in Bielefeld, die Fachstelle der LAG Autonome Mädchenhäuser NRW in Gelsenkirchen である (Blomberg 2005)。そして、こうした取り組みの成果が、1990年の「児童・青少年援助法」の第9条3節に結実していくことになる。すなわち、「女子と男子の異なる生活状況を考慮し、男女の不利益をなくし、男女平等を促進すること」が「教育の基本方向」の一つの重要な柱として定められたのである。

(2) 男子援助活動の誕生と展開

こうしたフェミニズムの取り組みと女子援助活動に刺激されて、男性たちによって男子援助活動が展開されてくることになる。それは80年代の初めのことであった。もっとも、当初は、男性たちはフェミニズムの男性に対する要求を受け容れ引き受けようとするあまり、男性のジェンダーを男性の視点から検討するところまでには至らなかったようである。その当時、批判的・自覚的な男性たちがよく読んでいたものが、Pilgrim, V. E.: *Der Untergang des Mannes*. Reinbek 1987であった。その基本命題は、「男性は社会的にも性的にも馬鹿だ」というものであった (Winter 1998)。こうした時代背景の中で、青少年男子を視野にいれて、彼らを教育的に援助する試みが行われたが (例えば, Brunke 1981), その「男子援助活動は女子援助活動の反射作用 Reflex として発生した」 (Wegner, L.: *Wer sagt, Jungenarbeit sei einfach? Blick auf aktuelle Ansätze geschlechtsbezogener Arbeit mit Jungen*. In: *Widerspruche 56/57 1995*, Winter 1998 より引用) ものであり, Winterによれば, そうした「抵当権 Hypothek」は今日まで男子援助活動に貼り付いているという。男子援助活動は女子援助活動を映し出したものであり, それ独自の構想をまだ持ちえていないというのである (この点については, 後にまた触れる)。

連邦政府の青少年計画の財政援助を受け, 1986~88年に取り組まれた, ノルトライン=ヴェストファーレン州の Heimvolkshochschule „Alte Molkerei Frille“ のモデルプロジェクト「ヘンシェンが学ばないことは, クララでも変えられない!」 „Was Hänschen nicht lernt... verändert Clara nimmer mehr! Geschlechtsspezifische Bildungsarbeit für Jungen und Mädchen“ は, ドイツにおける本格的な男子援助活動の始まりを告げるものであった。このプロジェクトは自らの男子援助活動を「反セクシズム男子援助活動」と規定した。このアプローチは, 比較的まだはつきりとフェミニズムの影響を受けた理解——この理解によれば男子は, 支配・業績志向・自己および他者に対する肉体的ハードさといったメルクマールをもった, 伝統的な男性性の観念を志向し, これに幼児期から教育的に対処しなければ, いっそうそうするようになる——とされる——に立ち戻るものであった。これまでジェンダーに関連した男子援助活動に関する経験がほとんどなかったので, 女性研究の認識論的な諸著作 (とくに社会的・ヒエラルヒー的關係の分析用の構造カテゴリーとして「ジェンダー」を挙げているもの) と, すでに確立していた女子援助活動から大きな影響を受け, それらの理論が部分的にはほとんど反省もされずに取り上げられ, 男子援

助活動の目標に「翻訳され übersetzt」た (Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 59). そうした批判はあるとしても、ともあれここで、党派的・当事者的な女子援助活動と反セクシズム男子援助活動とが一つの全体構想へと統合されたのである (Sahm: Antisexistische Jungenarbeit.). 1989年にはUwe Sielertの「男子援助活動」というタイトルの本: Jungenarbeit. Praxishandbuch für die Jugendarbeit. Teil 2, Weihheim und München が出される。

その後90年代に入ると、男性研究や男子援助活動に関する重要な著作が出てくる。そのうちのいくつかを挙げれば、Winter, Reinhard/ Willems, Horst (Hrg.): Was fehlt, sind Männer! Ansätze praktischer Jungen- und Männerarbeit; Männermaterial, Bd. 2, Schwäbisch Gmünd und Tübingen 1991, Männliche Sozialisation 1993, Glücks, E/ Ottemeier- Glücks, F. G. (Hrg.): Geschlechtsbezogene Pädagogik. Münster 1994 などである。そして、1996年には健康教育連邦センター (Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung BZgA) で、第1回の性教育男子援助活動に関する専門会議が開かれている。

90年代の終わりごろからは、いくつかの州に、男子援助活動に関する州援助活動団体・共同研究チーム Landesarbeitsgemeinschaft (LAGs) がつくられていく。シュレスビヒ=ホルシュタイン州 (1998年以降)、ノルトライン=ヴェストファーレン州 (1998年以降)、パーデン=ヴェルテンブルク州 (2000年以降)、ニーダーザクセン州 (2001年以降) である。これらすべては、「児童・青少年援助法」第78条でいう組織と個々人の提携である。すなわち、第78条で「公共の青少年援助機関は援助活動団体の教育を目指さねばならない。それには、公共の機関と並んで、民間の青少年援助の承認された機関や支援措置の機関が含まれる。これらの援助活動団体においては、計画された措置が相互に調整され、相互に補完されるようにされなければならない」とされているものである。

とくに、ノルトライン=ヴェストファーレン州では、1999年に青少年プランが改訂され、女子援助活動も男子援助活動も横断的な課題として提起されることによって、男子援助活動の実践が決定的な転換を迎えたと言われる (Kaiser/ Mavroudis 2005)。2001年以降は州の支援を受けて、男子援助活動の任務を引き受ける期限付きでないフルタイムのポストも設けられている (Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 62)。

そして現在までに、以下のようなプロジェクトが連邦政府や州政府の支援を受けて、試行されている (表1)。

3. なぜ「男子援助活動」がことさら求められるのか？——男子援助活動の必要性和その背景

ではなぜ男子援助活動がことさら求められるようになったのであろうか？それにはいくつかの理由がある。

1つは、先にみたように、フェミニズム運動と「女子援助活動」から男性たちに突きつけられ

表1 男子援助活動テーマに関する研究とプロジェクト

タイトル	種類	開始/継続期間	実施	支援
「ヘンシェンが学ばないことは、クララでも変えられない!!」 - 男子と女子のためのジェンダー特有の教育援助活動	モデルプロジェクト	1986-1988	HVHS Frille	連邦青少年プラン
女子に対する暴力防止としての学校における男子援助活動	勧告的意見	1991	Christian Spoden Gerhard Hafner	ベルリン労働・女性省
男子援助活動（等々）	モデルプロジェクト	1992-1994	ハノーヴァー家族計画センター	プロ・ファミリア（ニーダーザクセン）
青少年期におけるジェンダーに準拠した嗜癮防止の実践アプローチと理論発達	研究プロジェクト	1996	Peter Franzkowiak, Cornelia Helfferich, Eva Weise	BZgA
「砂場の暴れん坊が泣き虫の女の子から学ぶことができるもの」 - 男子と女子の社会的コンピテンスの拡大のために	行為研究	1996	Ilse Brehmer u. a.	ノルトライン＝ヴェストファーレン州男女平等省
ジェンダー自覚的な男子援助活動	モデルプロジェクト	1996-1999	対等な教育援助活動 ラインラント＝プファルツ/ザールラント	BZgA, ラインラント＝プファルツとザールラント州
男子教育（学）	モデルプロジェクト	1998-2000	IRIS チューピング Gunter Neubaier, Reinhard Winter	BMFSFJ
男子に対するノよるセクシズム的暴力	モデルプロジェクト	1998-2000	Widerspruch Kiel Torsten Kruse, Alexander Benrheim, Kai Sachs	女性・青少年省シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州
啓発に重要な健康問題、男子の性教育と相談	量的研究	1998-1999	Reinhard Winter, Gunter Neubauer	BZgA
ホームにおける男子援助活動	研究プロジェクト	2000	TU ドレスデン	大学資金
一連の研修・男子援助活動	パイロットプロジェクト	2000	Kraftprotz 男子・男性教育研究所	女性・青少年省シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州
性的に攻撃的で干渉的な男子	モデルプロジェクト	2000-2002	Wendepunkt Elmshorn	女性・青少年省シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州

（出所：Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 77）

た外的な圧力や要請である。これは初期の男子援助活動に特徴的にみられるものである。ここでは、女子援助活動を側面からバックアップするものとして、そういう意味では女子援助活動を「補完」するものとして、男子援助活動が位置づけられる。

第2の理由は、男子の暴力問題が、とりわけ1990年のドイツ統一後、深刻な社会的課題として浮上してきたことである。ネオ・ナチなどの極右青年の外国人襲撃事件、あるいは先の表1からも示唆されるように、女子に対する男子の性的暴行やDV、あるいは男子間での暴力などが男

子問題の最大の課題とされ、それに対する予防の取り組みが重視されるようになった。

学校でも、男子の暴力とそれへのレディネスが問題とされている。すでに1982年には、男子と女子の関係が暴力的なものであることが指摘されている（ファウルシュティヒ＝ヴィーラント2004, p. 172）。Dettenborn, Harry/ Lautsch, Erwinの実証的調査研究（Aggression in der Schule aus der Schülerperspektive. In: *Zeitschrift für Pädagogik*, Jg. 39, H. 5）は、男子の暴力について、次のように総括している（ファウルシュティヒ＝ヴィーラント2004, p. 175～176より）。

被害者の地位が強まるにつれ、今では以前よりも自身がより頻繁に攻撃的となる者の数が増えている。3つの異なるレベル、すなわち護身に際して暴力志向的行為を行おうとする姿勢、それに対応した準備行為（「武装」）、そして攻撃性の行使（「加害者」）の3つすべてにわたって、被害者化と被害者地位の範囲をもった活動が増えている。その際問題となるのは、それが攻撃的な出来事の結果ばかりではなく、いやおうなしにさらなる攻撃性の原因ともなることである。これは確かに、いまだに生徒のごく一部にしか当てはまらない。しかしこの螺旋状過程の論理は、それに対する働きかけがなされなければその関与度がますますおおきくなる危険性をはらんでいる（S. 771）。

学校における攻撃性の事例によってまさに次のことが明かになる。学校は、二つの学習畑、すなわち、事実に関する知識の習得と社会的学習との交点である。後者には、学校が攻撃性を行使する場所であり、生産者であり、標的であることも含まれる。一方の畑を注意深く耕そうとし、もう一方の畑を放ったらかしにすることは、明らかに総収穫量を減らすことになる（S. 772）。

第10回「女性と学校・連邦会議」（1996年3月）ではじめて、「社会的な男子支援」が女性たち自身のテーマとして掲げられ、そこに数百人の女性が参加を申し込んできた。なぜ女性たちがこの重点テーマを重要だと見なしたのかは、次のような女性たちの回答に示されている。

- ・「これは実践では一刻も猶予もありません。とくに私のクラスでは、男子が、社会的な協力 das soziale Miteinander を妨害しています」。
- ・「私の学校で多くの男子がどれほどわずかな共感しか持っていないかを見るのは、恐ろしい」。
- ・「女子は彼女たちの協力能力に関してはきわめてわずかしが注目されません。これがもっと目標になれば、彼女たちの能力はもっと認められます」（Kaiser 1997, S. 155）。

第3の理由は、男性研究が進展するなかで、それまでフェミニストたちから突きつけられてきた「加害者としての男性・男子」という視点や男子像のたんなる受容から、「被害者としての男性・男子」という視点や男子像へと重点がしだいに移動してきたことに関わっている。その転機となったのが、Schnack, Dieter/ Neutzling, Rainer: *Kleine Helden in Not*. 1990であった。この著作で彼らは、男性・男子が被っている実態をデータにもとづいて明らかにし、被害者としての男性・男子の側面を浮き彫りにしたからである。「1990年に出た、SchnackとNeutzlingの

『苦境にある小さなヒーロー』という本は、多くの男性には、フェミニズムの伝統から解き離れて、男子に異なる眼差しを投げかける、新たな男子援助活動のシンボリックな出発 Aufbruch とみなされた」(Forster 2004) という。

その後、2000年のPISA調査でのいわゆる「PISAショック」や第14回Shell Jugendstudie (2002年) などを受けて、「学校での敗者は男子である」という言説が、あるリアリティを伴って世論を賑わせてくる(池谷壽夫 2005, Lotte/Schmauch (Hrg.) 2005も参照)。いまや今日の社会の勝者は男子ではなく、女子だとされるのである。「強い女子と哀れな男子」というわけだ。こうしたなかで、とりたてての男子援助活動をつうじて、「敗者としての男子」をいかにエンパワーするかが、焦眉の課題とされてきたのである。

第4に、グローバリゼーションのもとでの産業構造の大きな変化(フォーディズムからポスト・フォーディズムへ)と、それに由来する、男性モデルの不在やいわゆる「男性性(男らしさ)のゆらぎや危機」の問題がある(この点は、Winter 1991がUlrich Beckの「リスク社会」に依拠して、すでに1991年に指摘している)。

1つには、産業構造が重労働から情報・サービス労働へ変化してきたことによって、産業社会のかつてのような力と強さを象徴する労働者は必要がなくなりつつある。古典的な「男らしさ」像の物質的基盤が消滅しつつあるのである。また、もはや筋力は問われなくなるので、高学歴の女性がますます彼らと競争することになる。その結果、労働市場全体での男性の割合は絶えず減ってくる。こうした雇用の危機が男性アイデンティティの危機となる。男性は、就業労働以外に彼らの人生に意味を与えるような、一般的に受容られる代替物をもっていないからである。これまで労働の世界しか知らない男性には、失業したら何もなくなる。これに対して、失業しても何とか女性は母親や主婦であることができる。

2つ目は、情報・サービス社会が男性にもたらす危機である。今日の情報・サービス社会は、これまで男性よりもどちらかというと女性が持ち合わせている性質、すなわち、コミュニケーション能力やチームワークの才能、サービス精神、高い社会的コンピテンス(社交能力)をますます求めてくる。

その上、さらにフルタイムの職場は消えてくる。Kucklick 2000によれば、1970年にはなおすべての仕事の83.6%が週労働であったが、これが今日では約68%になっており、生涯にわたる職はもう過去のことで、やがて「パッチワーク・生活史」になるであろう。この点でも、女性のほうがうまく対処をしている。

Schmauch 2005も、この点にかかわった議論に触れている。Schmauch 2005によれば、70年代には少なからずの男女が、平等は「上への同化 Angleichung nach oben」だと信じていた。しかし今日観察されるのは、逆に「下への同化 Angleichung nach unten」の傾向である。ますます多くの男性がこれまでの女性と同じように、期限付き、低賃金で、まったくいかひどい社会的な保障のもと、昇進のチャンスもほとんどない労働事情の下でがんばらなければならない。男性は、資格のない時期、失業期やわずかな収入源のパッチワークによって財政的な耐乏期間を

一時的にしのぐことに慣れなければならない。こうした状況下で、「下への同化」は男女で異なった意味を持っている。というのも、これまで職業、労働界と同一化していた男性は、こうした展開を「生存の危機と意味喪失」として経験するのに対して、女性は、これまで就業領域一般やとくにいわゆる女性職での不利な条件にも慣れているので、もっぱらの職業志向はまれであるし、心理社会的に見れば、自分の就業生活史における危機や挫折との付き合いに備えができていからである。

先の変化した社会のなかで、新たな能力の形成が学校にも求められる。人間・商品の可動性や日常生活の国際化の中で、学校目標となっているのは「コミュニケーション能力、チーム能力、(外国)言語能力」などであるが、ここでも、女子はこれをすでにものにしているのに (Preuss-Lausitz 1999)、男子は遅れをとっている。しかも、メディアは相も変わらず伝統的な「男らしさ」を伝えており、男子にもこうした「男らしさ」がまだ求められている。それゆえ男子は、学校で求められる能力と社会から求められる「男らしさ」との間を揺れ動くことになる (池谷壽夫 2001)。

さらに、労働の女性化と男性社会が自ら招いたジェンダー分業の結果として、子ども期の教育機関では男性が少ないために、男子の相談に乗り、男子の不安をきちんと受け止め付き合ってくれる男性が周りにいなくなっているのである。

最後に、EU が推し進めている「ジェンダー・メインストリーミング gender mainstreaming」政策も男子援助活動を後押しする大きな要因である。女性・女子援助活動だけでなく、男性・男子援助活動をも視野に入れる必要性を提起し、それがとり立てて男子援助活動を行うことをも要請しているからである。この点については節をあらためて論じることしよう。

4. ジェンダー・メインストリーミングと男子援助活動

「ジェンダー・メインストリーミング」は、用語法自身としては、すでに 1995 年の第 4 回世界女性会議 (北京会議) で採択された「北京行動綱領」にはじめて明記されたものである。パラグラフ 201 では「女性の地位向上のための国内機構は、政府内部の中心的な政策調整である。その主要な任務は、政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野のメインストリーミングに置くことへの支援である」(A national machinery for the advancement of women is the central policycoordinating unit inside government. Its main task is to support governmentwide mainstreaming of a gender equality perspective in all policy areas.) と述べられている。そして北京女性会議以降、国連をはじめ EU など各機関において定義がなされている。例えば、「ヨーロッパ会議 Council of Europe」の Final Report of The Group of Specialists on Gender Mainstreaming, 1998 では、「ジェンダー「メインストリーミング」は (再) 組織、改良、政策プロセスの開発と評価であり、そのためジェンダー平等視点が通常政策立案に関係している行為者によって、すべてのレベルにおいて、そしてすべての段階において、すべての政策に取り入れ

られるものである」とされているし、また、「EU 委員会 European Commission」は96年に、「メインストリーミングは、男女それぞれの条件が、可能な限り、積極的かつ開放的に、政策立案段階で影響を及ぼすことを考慮することで、とくに平等達成の目的のために、すべての政策と手段を活性化することを、意味する（ジェンダー視角）」（European Commission, Communication on mainstreaming: "Incorporating Equal Opportunities for Women and Men into all community policies and activities", COM (96) 67 final, Brussels.）と述べている。

こうした「ジェンダー・メインストリーミング」政策の勧告を受けて、ドイツ連邦政府は、1999年6月23日の内閣決定で、ドイツ基本法第3条第2項第2パラグラフ——「国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不平等の除去に向けて努力する」——に定められた国家目標にもとづいて、男女の平等を「国家行為の一貫した指導原理」として承認し、この任務をジェンダー・メインストリーミングの戦略によって促進することを決定した。またこの決定の執行にあたって、2000年7月26日に連邦諸省の共通業務規定第2項で、このアプローチを連邦政府のすべての政治・規則制定・行政上の措置にわたって注意を払うことが、すべての部局に義務づけられた。そしてまた連邦男女平等法（Gesetz zur Gleichstellung von Frauen und Männern in der Bundesverwaltung und in den Gerichten des Bundes BGleIG, 2001年12月5日発効）においても、第2条で、ジェンダー・メインストリーミングの原則が根拠付けられた（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: Stand der Implementierung von Gender Mainstreaming in der Arbeit der Bundesregierung. Juli 2003）。すなわち、「すべての公務員、とくに上司・管理職の任務をもった公務員は、男女の平等を促進する義務を負う。この義務は、役所のすべての任務領域にわたってまた役所の共同労働の際に、一貫した指導原理として考慮されねばならない」とされたのである。

では「ジェンダー・メインストリーミング」とは何か。ドイツ連邦政府はそのパンフレットの中で、こう定義している。男女の平等を実現するために、「ジェンダー・メインストリーミングとは、すべての社会的な計画にあたって、女性と男性の異なる生活状況と利害・関心を、予めそしてつねに考慮することを意味する」（Bundesregierung: Gender Mainstreaming. Was ist das?）。つまり、すべての政策立案、施策、事業にわたって、男女平等の促進をすることが義務づけられているのである。

こうした「ジェンダー・メインストリーミング」政策は、当然青少年援助活動にも新たな課題を提起することになる。すでに「児童・青少年援助法」は先に見たように、「女子と男子の異なる生活状況を考慮し、男女の不利益をなくし、男女平等を促進すること」を一つの目標にしていた。この点では、「児童・青少年援助法」は「ジェンダー・メインストリーミング」政策を先取りしていたと言えなくもない。とはいえ、「ジェンダー・メインストリーミング」は、政策立案、施策、事業全体にわたって男女平等の視点が指導原理として貫かれているかを提起している点で新しい。

このことを踏まえると、「ジェンダー・メインストリーミング」は、第1に、女性の不利益だ

けではなく、男性の問題をも広く視野に入れることを求めているといえる。具体的には、すべての青少年援助施設において、女性と男性、男子と女子むけにできるだけ多くの幅広い提供物を提供することが求められる。もっとも、これは「ジェンダーの公正」や「ジェンダーの民主主義」を達成するためのものである。池谷壽夫 2005 でも論じたように、学校の間では女性が男性を追い越しているように見えても、卒業以降の職業の間では相変わらず女性差別と女性の不利益が存在している。その意味では、EU 憲法草案、すなわち、「ヨーロッパのための憲法を制定する条約に関する草案」の第 23 条（男女平等）で、「男女平等は、雇用、労働および賃金を含むあらゆる領域において保障されなければならない。平等原則は、過小代表的な（under-represented）性のために利益になるような特別の便益を規定する措置の継続または採択を妨げてはならない」と、「ポジティブ・アクション」を掲げていることは、重要な意味を持っている。男子をも視野に入れて、男子援助活動を強化することは必要だが、その際女性差別の現実を軽視したり、見落とししたりしてはならないのである。

第 2 に、女子援助活動や男子援助活動の内容が、女子や男子が彼らのポテンシャルや可能性を展開し生きることを妨げるような内容のものであってはならない。むしろ、その内容や方法が男女平等を促進するものなのかどうか、たえず自覚的に検討されねばならない。

第 3 に、そのためにも、青少年援助活動にたずさわる大人の男性や女性自身が、ジェンダー公正やジェンダー民主主義に敏感であること、また同時にたえず自分の中に潜んでいるジェンダー・バイアスに気づき反省する姿勢が求められる（なお、「ジェンダー・メインストリーミング」と青少年援助との関係については、Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004、参照）。

5. 男子援助活動とは何か

ではあらためて、「男子援助活動」とは何かを考えてみよう。それは、まず第 1 に、青少年余暇センターでのサッカーグループのように、たんに男性職員が男子と関わっていればよい活動、すなわち、たんに「男子に関わる仕事 Arbeit mit Jungen」ではない。また、男女共学の学校のように、男子を女子とまったく同じように扱っているから、男子を支援しているということでもない。そこには、すでに前節で見てきたような男子問題への一定の姿勢がある。

また第 2 に、男子援助活動は何らかの方法や技術といったものではなくて、「一つの新しい見方」だということを含んでいる。すなわち、男子自身のジェンダーやジェンダー（男女）関係への反省という視点を含んでいなければならない。また、援助者の視点から言えば、「教育的な援助活動をジェンダーに関連した視点で、援助活動を行う男性として、また男子に関わりながら反省すること」を含んでいなければならない。

こうした視点を踏まえて、今日では、男子援助活動は基本的には次のように定義されている。すなわち、「男子援助活動とは、大人の男性専門家が行うジェンダーに関連した教育的な男子援助活動である Jungenarbeit ist die geschlechtsbezogene pädagogische Arbeit erwachsener

Fachmänner mit Jungen」(Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 8) と。

ここで、まず「男子」とは男性の子ども・青少年を意味している。つぎに「教育的」とは、「男子のジェンダー的な自己理解と行為にとって重要であるような発達・学習過程にポジティブに影響を及ぼそうとする試み」であり、それは、先に見た「児童・青少年援助法」での大きな目標設定である、「青少年を、自己決定できるように、社会的な共同責任を負えるように、そして社会的に積極的な関与をするように励まし導く」(Kinder- Jugendlichehilfegesetz, § 11) ことである。第3に、「ジェンダーに関連した」とは、「男性の社会的な性(ジェンダー)と同時に、社会的なジェンダー関係への関連」を強調するもので、「ジェンダーへの反省」を含んでいる。第4に、「大人」とは、その教育者が青年期の発達課題や葛藤を本質的に克服しているものであることを意味しており、最後に、「専門的」とは、男子援助活動は専門職的な大人の男性によって行われるべきだということを意味している(Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 9-10)。

また男子援助活動の実践内容としても、ほぼ次のようなテーマが共通して取り上げられている。

- ・セクシュアリティ
- ・男子間の友好性と敵対性
- ・暴力と暴力経験
- ・グループヒエラルヒーとグループダイナミックス
- ・男性性と男性であることのイメージ
- ・生徒による父親アンケート
- ・職場の自分の父親を訪ねる
- ・ホモ・セクシュアリティ
- ・男子と身体(性) —— マッサージと身体知覚プレイ (Zieske 1999)

さらに、後で見るようにさまざまな形容詞が付いた男子援助活動の潮流があり、その目標は異なっているけれども、それらの潮流の間にも、次のような点は共通している(Tiemann 1999)。
すなわち、

現代社会における父親の役割を、男子の社会化のキー問題とみなす。

男子特有の問題に、男子のために党派的に近づこうとする。

個人的レベルでは、男子は支配的な生活現実の加害者でもあり被害者でもあるとみなされる。

問題なのは、男子の社会的コンピテンスを広げることであり、またジェンダー関係の民主化である。

たいていのアプローチは、この間階級関係、エスニシティ、従属した男性性の存在を反映している。

たいていのアプローチは、男性的アイデンティティの強化、拡大、現代化のうちに、男子の肯定的な発達のための手がかりを見ている。

また、Blomberg 2003 もそれらの潮流に共通に分有されている「境界標識 Grenzmarkierung」
として、以下の点を挙げている。

男女間には生物学的な相違がある。この相違の社会的解釈が論争されている。

粗いジェンダー特有の社会化の枠組みがある。この枠組みがクライアントを観察する際
に考慮されねばならない。

この枠組みには [発達 — 引用者] 資源もリスクも含まれている。

男性 - 女性の極の内部には、内部的な差異もあるし切断面 Schnittmengen もある —
個々のケースでの検討が不可欠である。

最近の 10 数年にわたって、ジェンダー・アイデンティティの古典的な理想像を弱体化
させるような社会的な変化が起こった。

男子特有の方法はない、あるのはおそらく教育的方法をジェンダー特有に使えるように
することである。

同性性は男子援助活動の中心的な構成要素である。

男子の言うことやテーマはきちんと受け止められ、教育的に実り豊かなものとして取り
上げられねばならない。

男性教育者は人格的な提供物である。

男子援助活動は、教育的専門性の質をみるメルクマールである。同時に、男子援助活動
は、女性が民主主義的権利を闘い取ってきたそうした社会過程の産物である。この過程の
進歩の意味において、男子援助活動にはまた、男女間の構造的な不利益をなくすことに關
して政治的責任がある。

6. 男性運動と男子援助活動 — 男子援助活動における主要な潮流と論争

男子援助活動と一口に言っても、ドイツにおける男子援助活動には、次のようなさまざまな形
容詞が付いた男子援助活動がある。「反ファシズム男子援助活動」、「反セクシズム男子援助活動」、
「意識的男子援助活動」、「解放的男子援助活動」、「ジェンダー意識的男子援助活動」、「アイデン
ティティ志向男子援助活動」、「家父長制批判男子援助活動」、「プロフェミニズム男子援助活動」、
「反省的男子援助活動」、そしてさらに形容詞のない男子援助活動がある (Tiemann 1999)。しか
し、それらの潮流の間には、大きな相違点と論争点が横たわっている。それを浮き彫りにして整
理するために、まず最初に今日の先進国における男性運動の潮流を見ておくことにする。という
のも、ドイツにおける男子援助活動の理論と運動も、こうした男性運動の潮流と密接に関わりな
がら、形成されているからである。

Skelton 2001 によれば、今日の男性運動には、次のような潮流がある。

「保守的 conservative」なもの — 男性の立場は、家族の保護者および供給者としての
男性の伝統的役割を維持するものとしてみなされる。

「男性権利運動 men's rights」—— 男性性は、それが男性を無能にしているという点で限定的なものとしてみなされる。男性は、暴力、短い人生スパン、健康問題、離婚および後見法の犠牲者として示される。

「スピリチュアル spiritual」なもの—— 男性は、彼らの男性的エネルギーを承認し最大化するために、彼らの内的な自己にふれるべきだとされる (Bly, R: Iron John: A Book about Men. 1990) 「神話詩学的な運動 mythopoetic movement」, および「男性的キリスト教信仰 Muscular Christianity」—— 前世紀の変わり目に起こり、その目的はイエスのイメージを再男性化し、こうして教会を再男性化することにある組織を描くために用いられた用語—— の観念を頼りとする宗教グループである Promise Keepers を含む。

「プロ・フェミニスト pro-feminist」—— 男性性は社会的・文化的に構築されたものとみなされる。攻撃的、タフ、競争的等々といった男性性の慣習的な観念は、挑まれ克服されねばならない。

「社会主義者 socialist」—— これはラディカルフェミニストやマルクス主義フェミニストの諸観念のいくつかの混成である。ここでは、男性の疎外の場所は生産関係と階級分裂にある。

「グループ特有のもの group specific」—— これは、ホモ・フォビアやレイシズムといった彼ら自身の独自の政策をもっているゲイや黒人活動家といったマイノリティの男性グループである (pp. 40-41)。

こうした男性運動の潮流をふまえながら、ドイツにおける男子援助活動をあらためて整理しなおすと、以下のように分類することができる。すなわち、プロ・フェミニズム男子援助活動、解放的的男子援助活動 (Michael Schenk, Rainer Deimel)、アイデンティティ志向男子援助活動 (Reinhard Winter ら)、反省的男子援助活動 (かつての Uwe Sielert, AK JUNGEN der katholischen Landesarbeitsgemeinschaft Heime der Offenen Tür in NW の Dieter Boristowski —— ユング元型論にもとづくアンドロジニー論)、神話詩学男子援助活動、そして、最後に「グループ特有」の男性運動としては、非アイデンティティ男子援助活動が挙げられる。それぞれについてみていこう。

(1) プロ・フェミニズム男子援助活動

これには「反セクシズム男子援助活動」と「家父長制批判男子援助活動」が入る。両者は、はっきりとフェミニズムに賛成する立場をとっている点で、またフェミニズムと協力・共同するという点で、他の男子援助活動から際立っている。前者の「反セクシズム男子援助活動」を掲げているのは、Heimvolkshochschule „Alte Molkerei Frille“ の男子援助活動者 (Franz Gerd Ottemeier-Glücks や Karl Holger など) や Landesarbeitsgemeinschaft Jungenarbeit Niedersachsen の Olaf Jantz (Jantz/ Grote 2003)、女性では Anita Heiliger, Anne Schwarz、そしてオーストリアの Edgar Forster らである。後者は、とくに Dissens e. V. の Andreas Zieske

や、Pat-Ex e. V. の Olaf Stuve らがその主張者である。

まず「反セクシズム男子援助活動」についてみると、その特徴は、何よりもまず、フェミニズム（とその女子援助活動）の理論・実践を支持し、それとパラレルに男子援助活動を構築しているところにある。男子援助活動を最初に自覚的に実践し始めた Heimvolkshochschule „Alte Molkerei Frille“ は、フェミニズムや女子援助活動と一線を画さずに、当初から女子援助活動と親密に協力しながら、それを補完するかたちで、独自の男子援助活動を展開してきている。これが他の男子援助活動の潮流と大きく異なる点である。

したがって第2に、反セクシズム男子援助活動は、フェミニズムと同様に、ジェンダー関係を家父長制的権力・支配関係としてとらえ批判し、究極的目標としては、その解体を目指すことになる。その基本的社会認識は「この「われわれの」社会は、男性が支配し女性が抑圧される男性社会である」（Ottemeier-Glücks 1996）ということである。その際、反セクシズム男子援助活動の理論的背景にあるのは、コンネル（Robert Connell）の「覇権的男性性 hegemonic masculinity」の理論である（Forster 2002）。コンネル 1993 によれば、一つの文化にはさまざまな男性性・男らしさがあり、そのうちの一つの「覇権的男性性」が他の男らしさ（保守的男性性や従属的男性性）を文化的にしので、称賛される傾向があり、その男らしさこそが女性を従属させている。しかし多様な男性性があるといっても、家父長制のもとでは、あくまでも男性はおびただしい制度的・経済的利益を得ている。コンネルはこうした男性間の連帯的・共犯的關係を、別のところでは「家父長制利益配当 patriarchal dividend」（Connell 2000）という概念で表現している。

そこで、反セクシズム男子援助活動の任務は、何よりもジェンダー関係における権力・支配関係を批判することであって、男性性の危機を鎮めることにあるわけではない（Bieringer/Forster 2000）。そうではなく、まず何よりも「家父長制的期待の重荷を下ろすこと」であり、また「支配的な家父長制的男性性の構築物そのものを解体すること」（Heiliger 2000）である。

第3の特徴は、男子援助活動の具体的実践として、セクシズムに反対し、それに与しない男性像を追及していることである（反セクシズム）。「男子援助活動は、セクシズムとホモフォビアに反対する」（Bieringer/Forster 2000）のである。そして、そのためにも、まずもって男子に自分の男性性や男性役割に対する意識や反省が求められる。言い換えれば、「男子をジェンダー問題に敏感にさせること」（Bieringer/Forster 2000）である。

Ottemeier-Glücks 1996 によれば、男子援助活動には2つの段階がある。第1段階は、「社会における男性と女性の役割を意識化させること」である。そして、ジェンダー特有の身体言語、公共空間での男子の独占、パートナー関係における男性の行動やジェンダー特有の教育をテーマにすることを通じて、第1段階の最も重要な目標は、「女性の抑圧が自分の女性的な人格的な部分の抑圧だということを認識すること」である。第2段階は、男子が「自分の将来計画を意識化し背景を問うこと」である。Ottemeier-Glücks 1996 によれば、今日男子の男性へのアイデンティティ発見は、「われわれの社会における役割像の弱体化」によってばかりではなく、さらにそれ

よりももっと強く、「潜在的な失業」によって危険にさらされたり、脅かされたりしている。というのも、「傾向として二重の人生計画——一方での職業労働の人生計画と他方での主婦と母親のそれ——をもちえる女子とは違って、男子には就労の展望しか開かれていない」からである。それゆえ、「この第2段階の目標は、女性的なものとみなされた労働領域や性質を引き受けることの可能性と限界を検討し、個々の男子/男性に、どの程度彼がそれらの領域や性質を自分の人生計画へと組み入れることの用意があるのか、あるいは組み入れることを必要だとみなしているかを決定する可能性を与えることである」。

だが、反セクシズム男子援助活動だからといって、よく誤解されるように、それは「男子に、自分がいかにひどい奴でいかに女性を抑圧しているかを伝えること」を目標としてはいない。むしろ反セクシズム男子援助活動の第1の目標は、今日の男性に求められている否定的役割を自覚させるだけではなく、「役割像の変革のもつ肯定的なアスペクトを示すこと」である。第2に、「男子は、就労への一面的な志向をこえて、自分の人生計画を広げること、再生産活動を自分の自己構想へもっと組み入れることへと動機付けられねばならない。これは、女性的なものとみなされている性質や能力の価値を高めることを含む」。具体的には、男子は、料理、洗濯、掃除といった実際の再生産活動を自主的に果たすことを学ぶべきであるし、男子は、情動的な再生産活動をそしてまた日常の感情生活を意識的に自分の手中にすることを学ぶべきなのである。第3に、青少年男性は、男性間のいやおうなしの競争の機能を意識化しなければならない。

次に、家父長制批判男子援助活動について。その代表者の一人である Dissens e. V. の Zieske 1997によれば、「もっぱら「意識的な男子援助活動」と自己了解して、社会的権力関係をはっきりと含みきれない男子援助活動は、短絡的であり、どちらかというジェンダー・ヒエラルヒー的な構造と傾向を男子に強化しがちになる」し、また「純粋に「反セクシズム的な」男子援助活動は、実践では首尾一貫しては実行されえないしされるべきではない、というのも男子と男性教育者との間の理解と支援のための必要な基礎が危険にさらされるからである」(S. 185)。そこで、Dissens e. V. は、先の2つの態度(すなわち意識的と反セクシズム的)を相互に結びつけて、自己自身を家父長制の社会的コンテクストのなかに位置づける「家父長制批判男子援助活動 die Patriarchatskritische Jungenarbeit」という概念を展開してきた。その成果が、図2のような「家父長制批判男子援助活動の座標系」として体系化されている。

この家父長制批判男子援助活動の第1の特徴は、つねに「機会の平等、同権、対等の実現、ならびにジェンダー・ヒエラルヒーの解体」を目標にしていることである。これによって家父長制批判男子援助活動は、つねにまた現存する権力関係や男子・男性が与っている分け前への批判を行う。この点で、家父長制批判男子援助活動は反セクシズム男子援助活動に多くを負っている。

第2に、家父長制批判男子援助活動は、「家父長制社会における男性の矛盾した状況と特殊な変革目標の発展とに対する男性独自の視点の可能性」を含んでいる。それは、「男性・男子がジェンダー・ヒエラルヒー的な社会構造から引き出す利益を反省し取り組まねばならないだけでなく、彼らがしばしば無意識に自分の特権に対して払う犠牲をもはっきりさせなければならない」

図2 家父長制批判男子援助活動の座標系



ことを意味している。

こうした男子・男性のもつ二面性から、男子には、次のことが求められる。第1に、男子は、彼らの肯定的な側面と発達可能性という点で支援されねばならないと同時に、彼らの差別的な行動様式の点では攻撃されねばならない。第2に、男子に、この社会の不正（不当な）な構造や権力関係に対する憤りと、彼ら自身が加害者および犠牲者として巻き込まれていることに対する怒りが引き起こされねばならないし、他方ではさらにまた、彼らに、自分の役割行動を変えることで得られる個人的利益をも経験しうるようにさせなければならない。

そしてこの援助活動の中心にあるのが、「中断の原理」である。それは、すなわち、「ステレオタイプな男性性のイメージの背景を問い、自分自身と自分の生活関係に気づき、他者とのコミュニケーションと葛藤解決を訓練し、男子間の別の、非競争的な行動様式を体験する機会」をもつことである。

(2) 解放的男子援助活動

この代表者は、1987年以來、ニュールンベルクの青少年余暇センターで男子援助活動を行っている Michael Schenk や ABA Fachverband Offene Arbeit mit Kindern e. V. の Rainer Deimel らである。

解放的男子援助活動の特徴の第1は、何よりも男子・男性を「男らしさシンドローム maskulinen Syndroms」にかかった「犠牲者」としてとらえることにある。Schenk 1993 によれば、このシンドロームは男子・男性の個々の症状を総括したもので、男性の社会化によって決定される。その中心的テーゼは、「男子から自分の社会化の間に自分の身体が奪われるということ」である。多くの男性が泣くことができないのは、この喪失をシンボル化しているからである。身体は機能化されて、「業績・達成 Leistung のマシーン」として意のままにされる。この過程

の結果は、「生活を剥奪された、身体を喪失した男性」である。

第2に、この観点から反セクシズム男子援助活動は、否定的な男性像にもとづくものとして批判される。Schenk 1995によれば、このアプローチは、第1に、男子を「男子援助活動の問題提供者」として、もっぱら「(潜在的) 加害者、女子に不利益を与え差別するセクシスト」とみなしている。第2に、こうした男性像にもとづく反セクシズム男子援助活動は、「男子に外的に向き合っており *entgegentreffen*、男性の生活現実に対して盲目であり、男性の生活史の挫折、重荷や困難、およびそれらと男性的行動様式との関連を見ることができないし、解決することすらできない」。反セクシズム援助活動は、たしかに男子を視野に入れているが、その特殊性を一般化して覆い隠す、「男性中心的な *maskulin-zentriert* 男子援助活動」だというのである。第3に、それゆえ、反セクシズム男子援助活動は、女子にジェンダー公正な参加へのチャンスを開くために、男子に「女子の現実をその身になって考えさせること」を可能にしようとする援助活動であって、男子に定位した男子特有の男子援助活動にはならない。

これに対して解放的男子援助活動においては、男子のいわゆる「マッチョ行動」を改造することが問題ではない。犠牲者としての男子を解放する解放的男子援助活動の動機付けはむしろ、「男子・青少年男性の具体的な生活状況、彼らの欠陥のある社会化や役割の固定化——これにもとづいて、かれらに、特有な困難、問題提起、脅迫にいたる一連の症状がくりひろげられる——」(Schenk 1993) のうちにある。とりわけ、先に示唆されたように、解放的男子援助活動では、身体とその解放が援助活動の中核となる。Schenk 1993によれば、ホモ・フォビアにおかれた男子は公共空間では、他の男子・男性とのあらゆる優しい身体接触を部分的に攻撃的に防御するが、その攻撃性はしばしばパニックや吐き気を伴う。しかし、こうした感情は「ほんもの」であって、教育者はこれをきちんと受け止めなければならないし、身体援助活動は、こうした感情を行動にあらわすための十分な空間を提供しなければならない。そして、男子が自分の身体を、道具化された身体(業績・達成の身体)としてではなく、「快樂の身体」として再獲得する時初めて、「男らしさシンドローム」もまた解消される、としている。

(3) アイデンティティ志向男子援助活動

この潮流には、IRIS (チュービンゲン地域革新・社会研究研究所 *Institut für regionale Innovation und Sozialforschung Tübingen*) の Reinhard Winter, Landesarbeitsgemeinschaft Jungenarbeit e. V. Baden-Württemberg の Benedikt Sturzenhecker, Katholische Junge Gemeinde (KJG), そして最近の Uwe Sielert がいる。

アイデンティティ志向男子援助活動の第1の特徴は、男子援助活動を女子援助活動の補完物としてとらえずに、独自のアプローチを持つものとして、「自分の性への自己準拠の創出 *Herstellen von Selbstbezüge*」にこだわる点にある。Winter 1997によれば、男子援助活動ではこれまで「女性と女子の圧力がないと何も進まない」ということがあり、「ただ(女性から)委任された任務を引き受けるだけで、男子や男子援助活動者自身の関心を探すことをしない」(S.

155) という事態があった（ここで Winter が想定しているのは反セクシズム男子援助活動であろう）。しかし、今日の個人化（Ulrich Beck）の時代には、社会的環境が解体し、他者との出会い、他者との社会的コンタクトが減ると、ますます自分、自分の自己、さらにまた自分の自己呈示を気にかけることが必要になる。すなわち、一方では、当然自分を外部に最大限提示するために必要であり、他方ではまた自分自身に気づき「自分は誰か」にそもそも気づくために、必要となる。そこで男子援助活動の独自のアプローチを展開するためには、まずもって「自己準拠」を創り出さねばならない。

この「自己準拠の創出」は男子援助活動の過程にまで及ぶものとしてとらえられている。まず第一歩として「われに返ること」を可能にすること（例えば自己鍛錬、自己マッサージなど）、自分自身をテーマ化すること、何かを一人ですること、といった自己準拠がなされる。次に、他者との出会いを通じて（例えば互いに写真を取り合ったり、化粧しあったりする中で）出てくる自己準拠がある。最後に、何人かの男子とのかかわりの中で生じてくる自己準拠、すなわち「自己における普遍的な男性存在への準拠」が出てくる。

こうした自己準拠テーゼのためもあってか、このアイデンティティ志向男子援助活動は、社会的構造や家父長制支配といったことをさほど問題としないのも、その特徴である（Tiemann 1999）。

さて、第2の特徴は、「男性であること・男性存在 Mannsein」と「男性性 Männlichkeit」とを概念的に区別することである。今日、男性であること・男性存在と男性性の考えが多元化してきている中で、「どのようにしたら、いわば否応なしに男性性に服従することなく、男性になり男性であり続けることができるのかという問題」（Winter 1997, S. 150）が出てくる。男性性のイデオロギーに絡めとられることなく、どのようにしたら男性であることができるかという問題である。明らかに男子と男性の多くの問題の原因は、まさに男性性と男子・男性存在とを短絡的に結びつけることにある。その例として、Winter は、Robert Bly や Sam Keen のスピリチュアル男性論者を挙げ、彼らを「男性性を固定させる修正主義者」（Winter 1997, S. 151）と批判するとともに、神話詩学的男性論者も同類だとして批判している。

このジレンマを解決するには、男性存在と男性性をきちんと概念的に区別する必要があると Winter は考える。Winter 1997 によれば（S. 151）、「男性存在 Mannsein」では、「男子・男性の主体的で行為にかかわった側面」、あるいは「個人的な、習慣的な次元あるいは内面的な次元」が特徴付けられる。つまり、「男性の実践とその行為（この行為がまた男性性像を生産する）、男性の持つ人間および人格としての自己像、社会的な男性的ジェンダー性の生きられた仕上げ（「ジェンダー化 Gendering」）、男性の日常生活と生活世界、ならびに男性としての自分に対する自己感情」である。これに対して、男性性は「文化的に凝固し伝統的に伝えられている、男性に関する像・メッセージ・言明」を意味する。こうした区別をすれば、男子であることを否定することなく、男性性イデオロギーの批判的な反省が可能となるとするのである。

また後で見ると、男子援助活動ではしばしばユングの アニムス アニマ モデルが使わ

れるが、これは、Winterに言わせればナンセンスである。というのは、男子が優しいのは、男性として優しいのであるし、男子が悲しみ、不安を持ち恥じるのは、男子としてそうするのである。こうしたすべては女性的な側面ではなくて、男性的な側面なのである。重要なのは、「こうした男性的側面を発見し自己像へと統合することである。そのための条件を創り出すのが、男子援助活動の任務である」(S. 153)。

そして第3の特徴は、アイデンティティ志向といっても、単一な男性性を示すことではなく、むしろ「多様な男性存在を体験しうるようにさせ、またそれを示すこと」(Winter 1996 S. 127)を強調している点である。その具体的なモデル構想が、「可変モデル バランスの取れた男子存在」das Variablenmodell „balanciertes Jungesein“である(Winter/ Neubauer 2002)。

このモデルは次の8つの概念的な次元(8つの対アスペクト)からなる。

集中 Konzentration	統合 Integration
活動性 Aktivität	反省性 Reflexivität
表現・提示 Präsentation	自己準拠 Selbstbezug
文化的解離 Kulturelle Lösung	文化的結合 Kulturelle Bindung
達成 Leistung	緊張緩和 Entspannung
ヘテロソーシャルな関連	ホモソーシャルな関連
葛藤・紛争 Konflikt	保護 Schutz
強さ Stärke	限界づけられていること Begrenztheit

このモデルで重要なのは、第1に、男子の理想像を構想しようとはしていないことである。むしろ大事なのは、「バランスの取れた男性性のアスペクトを扇状に広げる」ことである。第2に重要なのは、この対アスペクトの「両側面を視野に入れること、両側面を展開できること、そして——男子と男性にとって——もちろん両面を持って生活してよいこと」である。重要なのは、こうしたバランスのなかで、男子が多様性の中にあることなのである。

Sielert 2002は、すぐ後で見える反省的男子援助活動とその「アンドロジニーモデル」から理論的变化を遂げて、Winterの可変モデルを参考にして、「バランスのとれた人格のトリアードモデル Ein Triadenmodell balancierter Persönlichkeit」を展開している。

(4) 反省的男子援助活動

この反省的男子援助活動の特徴は何よりも、その原理をC. G. ユングの元型論、アニムスアニマモデルにおいてアンドロジニー論を展開していることである。先にあげたUwe Sielertは、Jungenarbeit. Paxishandbuch für die Jugendarbeit Teil 2. 1988のなかで、この理論を展開している。その後、その改訂版を出したSielert 2002は、この当時を振り返って次のように述べている。当時のユング元型論にもとづいた「反省された男子援助活動 reflektierte Jungenarbeit」の構想は、「男子の視点からのジェンダーに敏感な援助活動——この援助活動はたしかに家父長制批判として理解されたが、基本傾向を人間主義的教育学のコンテクストにおいて定式化

していた——」を提案しようとする最初の試みであった。ことに問題は、あるイデオロギー的な男性性の硬直したモデルを打破して、男子役割のよりフレキシブルな理解を促進することであったが、しかしまさに途方にくれていて、どのような方向に反省された男子援助活動を動かそうかという問いに直面していた。当然いわゆる女性的な諸性質によって統合されるはずの、新たな男性性への見通しのない探求が始まった。というのも、男性の問題は、男性が彼らのうちに付与されている人格部分の半分しか発達させていないことにあったからである。そこで多くの男性は、「両性具有的なジェンダー役割理想の方向」へと切り替えていった。その心理学的な領域での深層心理学的なヴァリエーションが、C. G. ユングの アニムス アニマ 構想であった。そこで Uwe Sielert もまた、さらに、男性的な基礎アイデンティティはあるとしても、旧来の家父長制的なモデルのうちにあらかじめ与えられているものよりもむしろ多くの性質や行動様式を統合できる基礎アイデンティティがあるということから出発するような考えに基づいて、「男性のジェンダー役割のフレキシブル化」を行おうとした (S. 11)。

Boristowski 1996 (Die katholische Landesarbeitsgemeinschaft Heime der Offenen Tür in NW, 当時)もその主張者の一人である。

(5) 神話詩学男子援助活動

この潮流に入るのドイツでは、Forschungsgruppe Jungenarbeit in Göttingen の Götz Haindorff や、Männerbüro である。ここでは主に前者の思想を紹介しておく。

この神話詩学男子援助活動の特徴は、第1に、生物学的な「男性性 (男らしさ)」「女性性 (女らしさ)」の存在を前提にして、男子には「男性性 (男らしさ)」が必要だとすることである。Haindorff 1996 によれば、自然には一般的な力の原理として傾向 Zuneigung があるように、「男子は男性性を探し求めているし、それに飢えて」おり、「男子は父親、男子に男性性の神秘を知らせて男性としての生活の秘密と可能性を示し説明してくれる経験のある年長の男性にあこがれる」のである。

ここでいう男性性は、Haindorff 1997 によれば、戦士 Krieger に象徴される攻撃と、ファロス (男根) に象徴される求愛者 Liebhaber のエロスからなる。前者は「自分を示し、自分で決定し、表現する能力」を意味し、後者は「活発性、生命力、情熱」といったエネルギーを意味する。そして、この2つの原理を青少年は思春期に統合する必要性があるとされる。

そのために必要とされるのが、スピリチュアルな体験を通して「男性性」を獲得させるための「通過儀礼 Initiation」である。これが神話詩学男子援助活動の第2の特徴となっている。神話詩学男子援助活動が「通過儀礼主義者 Initiationisten」(Sturzenhecker 1996) と言われるゆえんである。「欠けているのは、若年男性に、発達しつつある男性性の内的な意味を外的な経験と結びつけて、彼らに彼らの男性としての現存在 Dasein のより深い意味をイメージ的に示す、そうした可能性を与える適切な集団的なセレモニーである」(Haindorff 1997) というわけである。

第3の特徴は、男子が求める「男性性」のモデルとして、権威のある男性が求められることで

ある。他の男子援助活動とは異なり、神話詩学男子援助活動は、「権威」を強調する点で際立っている。「男子援助活動を行う男性は、権力と影響力をもっている。そして、自分の権力と影響力を、バランスを失わずに、男性として貫く能力は、権威を必要とする。人格的な権力の知覚と承認、および自分の権威の訓練は、それゆえ青少年男性援助活動のための本質的な基礎である」(Haindorff 1996)。この権威の視点から、他の男子援助活動は、権威の否定といいながら、「親密性の専制政治」を行い、「善に対するゆるぎない信仰」をもち、「逆説的な過大要求」をしているという3点で、批判される。

こうした構想にもとづいて、神話詩学男子援助活動は自らの任務を、「男子・男性を支援し、彼らの魂、彼らのゲニウス Genius (偉大な人間) と彼らの「世界」を理解し、コミュニケーションによってそれらを結びつけるという任務」(Haindorff 1997) としてとらえる。そしてまた、こうした視点から、これまでの男子援助活動、とりわけ反セクシズム男子援助活動を真っ向から批判することになる。その理由は、第1に、反セクシズム男子援助活動は男子・男性はどうあるべきかというイデオロギー構想を優先しているからであり、第2に、男性性と家父長制を同意語としてとらえて、男性性を否定しているからである。

(6) 非アイデンティティ男子援助活動

最後の潮流は、クイア理論にもとづいた「非アイデンティティ男子援助活動」あるいは「アイデンティティ批判男子援助活動」で、その代表的な主張者は、Olaf Stuve である。彼は家父長制批判男子援助活動の主張者であるが、近年ではクイア理論に学びながら、「非アイデンティティ男子援助活動」を主張しているようである (Stuve 2001)。

Stuve によれば、これまでの男子援助活動、とりわけ Reinhard Winter や Heimvolkshochschule „Alte Molkerei Frille“ によって主張される男子援助活動は、男子援助活動に重要なインパクトを与えたとしても、大きな問題を抱えている。それは両者ともに、男女という「二性性 Zweigeschlechtlichkeit の二分法的秩序図式」に固執している点である。つまり、両者はともにジェンダー・アイデンティティにとらわれ固執しているために、自分たちが「男性性」を多様化し脱中心化しようとしてきたにもかかわらず、再び男性のアイデンティティに巻き込まれ、二性性秩序を結局は固定してしまうことになる、というのである。

「ここでちょっと言及された男子援助活動の2つのアプローチは、たしかに現存する男性性の事実上のいらだちである、というのも両者とも同一化の可能性の多様化に関与しているのだから。だが、両者は結局は、自ら、新たな男子存在 / 男性存在像でもって、自分たちがこれまで脱中心化し多様化してきたものを再び一義化し統一化しがちになることで、自分自身を妨げている」(S. 285)。「だが男子援助活動の任務は、何度も新たに「男性的なもの」と「女性的なもの」との間に一線を引く一義的な区別路線に関与することではありえない」(ebenda.)。

むしろ Olaf Stuve の考える男子援助活動にとって重要なのは、「ジェンダー化する doing gender 形態をなぞると同時に、ジェンダー・アイデンティティのもろさと偶然性を指摘するこ

と、それらを体験しうるものにさせ意識させること、そしてそれによってジェンダー・アイデンティティの可変性を示すこと」であるし、「男子が硬直したアイデンティティに石化せずに、むしろ自分の歴史をアイデンティティの可変的な可能性の歴史として体験でき、とらえることができるようにする」(S. 288) ことである。

おわりに —— 男子援助活動の理論的・実践的課題

以上の男子援助活動の潮流の間には、検討さるべきいくつかの理論上ならびに実践上の課題がある。最後にそれを述べて、まとめに代えることにしよう。

(1) 男子援助活動とフェミニズムとの関係

その1つは、何よりも「フェミニズムに対するスタンス」をめぐる問題である。言い換えると、男子援助活動が女子援助活動からいわば独立して、それに固有のパースペクティブを持った活動を行うとすることは、どういうことを意味するのかということである。男子援助活動が固有の活動をもつとすれば、それは、フェミニズムとどういう関係をとることなのか、という問いである。

Forster 2002 は、Möller (Hrg.) 1997 の序文での一節 —— 「男子・男性援助活動はフェミニストたちに近づきたいという要求を抱かない。それは、どっちみちパラドックスであろう大胆な企てだ」(Möller 1997, S. 11) —— を引き合いに出しながら、男子援助活動が「フェミニズム理論と実践から距離をとることや女性の要求を拒否すること」から始まることの問題性を指摘している。ここで問われるのは、「フェミニズムが問題にしてきたジェンダー関係を支配している社会的な権力関係に、男子援助活動がどう関わるか」ということである。ジェンダー特有の男子援助活動は、男子の特有性と男子の受容を強調するあまり、加害者としての男性という側面を軽視し、ジェンダー関係を支配しているこの権力関係をその視野からはずしていないかどうか、それが問われるのである。この意味で、Forster 2002 の言うように、「男子援助活動を試験台にかけるとは、フェミニズムとの関係を問うことである」。

筆者は、男子援助活動や男性運動は基本的には、フェミニズムとの協力関係の中で、まずもって今日のジェンダー関係を支配している権力関係をつねに自覚的に問わねばならないと考える。今日男性・男子の「危機」や「学校での敗者としての男子」がもっぱら主張される中では、ややもすれば被害者としての男子・男性という側面だけが強調され、経済的・社会的な支配関係とその分析がなおざりにされかねないからである。事実、ドイツの「男子=敗者論」者はこうした傾向を持っているし(池谷壽夫 2005)、日本の男性学・男性研究もこうした弱点を免れてはならず、その関心を心理/個人レベルの問題に先鋭化させ、制度的/構造的な分析を等閑視してしまっているのである(渋谷治美 2000)。

しかも、このフェミニズムとの関係問題は、当然男子援助活動の目標に関わってくる。ジェンダーの社会的支配関係をつねに視野に入れる必要があるとすれば、当然男子援助活動も、権力的

なジェンダー関係における男性・男子の位置をたえず自覚的に問題化しなければならない。「男子援助活動は、われわれの現存するジェンダー秩序をその根拠を問うこともなくずっと支える」という意味で、肯定的なままであってはならない。むしろ、自発的にジェンダー関係における権力問題をテーマ化し、「家父長制利益配当」(Connell)、男性の権力優位をそれぞれ特殊な文脈で暴かねばならない」(Schwarz 1997, S. 304)のである。そしてその上で、ジェンダー関係の民主化、ジェンダー民主主義を目指すことが必要であろう。この点で、先の6つの潮流の中で、プロ・フェミニズム男子援助活動以外の男子援助活動はいずれも、今日の社会における男性・男子の「家父長制利益配当」の側面を、ないがしろにしているとわざわざを得ないであろう。

(2) アイデンティティと男性のモデルをめぐる問題

第2の課題は、「アイデンティティ」をめぐる問題である。これは「父親の不在」(「父親なき社会」)—— というよりは正確には、「距離をとる父親」(Constance Engelfriedの言葉、Tiemann 1999より)あるいは筆者自身の言葉で言えば「ケアを回避する父親」——、「男性の不在」(「男性なき社会」)、「男性モデルの欠如」に関わってくる問題である。すなわち、非アイデンティティ男子援助活動以外のすべての男子援助活動が前提としているように、今日の男子にとってモデルとなる重要な男性が、男子の重要な発達段階で「不在」であるがゆえに、男子のアイデンティティ形成が揺らぎ男子が「危機」に陥っているのかどうか、という問題である。端的に言えば、男子のアイデンティティがあいまいにされているから、男子は「危機」に陥っているのかどうか、である。もっともこの「不在」論自身も検討される必要がある。というのも男性不在であっても女性や母親が「男性性」を招き入れる可能性があるからである。

まずアイデンティティの問題について言えば、そもそも流動化している社会の中で私たち個人はアイデンティティを明確なものとして持っているのだろうか。個人という主体を考えた場合、まず個人はその生からしてさまざまな偶然性を帯びており、だからまた多様な他者との関係やコミュニティの間に生きている。実際に私たちは、つねに多数の矛盾をはらんだ主体なのであり、多種多様な共同体に住んでいるから、主体といっても、その主体は、「多種多様な主体位置の結節点」において構築されたものなのである(ムフ1998, p. 42)。したがって、個人は「いかなるアイデンティティも決定的な仕方で確立されているということはない。むしろそこには、複数の異なる主体位置の節合のされ方に即した仕方で、つねにある程度の開放性と曖昧性が存在するのである」(ムフ1998, p. 25)。すなわち、個人的主体は他者との関係、さまざまなコミュニティにおいて、複数のアイデンティティを生きており、主体位置の接合のされ方によって、時にはそのうちの一つを自覚したり強調したり、あるいはそれら複数のアイデンティティを何らかのかたちで縫合し、そのつど「折り合い」をつけている。そういう意味では個人的主体は単一ではなく重層的で、その時々にいわゆる「アイデンティティの危機」を秘めながらも、他者とのつながりのなかで生きているのである。むしろ、「共依存」に典型的に見られるように、こうした「折り合い」をつけることを放棄して、一つのアイデンティティを生きることを余儀なくさせられるこ

とのほうが、さまざまな病理と弊害を生むことになる（「共依存」の問題点については、池谷壽夫 2000、参照）。

そうであるとすれば、神話詩学男子援助活動や、日本の林道義 2002 や高橋史朗 2002 a, b らのネオ・ナショナリストのように、個人的主体が他者と自己との関係においてもつ複数のアイデンティティを「男らしさ」「女らしさ」というアイデンティティへと一元化しようとすることは、主体のアイデンティティの複数性を一元化する暴力であるとともに、多様な他者の「声」を聞く機会を奪うことであろう。だがこうした事態こそ、ある一つの絶対的な価値が自己を支配するような「アイデンティティの危機」（齋藤純一 2000, p. 103）である。

むしろ、男子援助活動の課題は、今日の社会に存在する多様な「男性性」を提示しながら、「ジェンダー・アイデンティティのもろさと偶然性を指摘すること、それらを体験しうるものにさせ意識させること、そしてそれによってジェンダー・アイデンティティの変性を示すこと」であるし、「男子が硬直したアイデンティティに石化せずに、むしろ自分の歴史をアイデンティティの変動的な可能性の歴史として体験できとらえることができるようにする」（Stuve 2001, なお Forster 2002, も参照）ことであろう。

このようにアイデンティティを考えるとすれば、「男性のモデル」も必ずしも必要ないであろう。Lehner 2000 が言うように、「男子・男性援助活動におけるモデルの強調は、むしろ伝統的な男性性を再構築し安定化させることになる」ので「男子にはモデルは必要ない」。むしろ重要なのは、まじめに誠実に「彼らと人格的関係をとることができる男性たち」が多様にいることである（S. 123）。その男性には父親も入るであろうし、入らない場合もあろう。もちろん、これらの男性たちは、ジェンダー関係において抱えている問題に自覚的に取り組もうとしているものたちでなければならないであろう。これはとくに、学校の男性教員にとっては重要である。というのも、「男性教員がジェンダー関係における彼ら自身の経験を反省できないならば、彼らは彼らの授業スタイルを介して「男性性のスタイル」をも再生産するし、こうして——無意識に——ホモ・フォビアを固定する」（Forster 2004）ことにもなるからである。また、男性たちが不在であるいわゆる母子家庭であっても、いわば母と息子との密着した関係を断ち切る「男性的役割」を引き受ける男性や女性が身近にいればいいのではないだろうか。男性モデルの必要性を強調する議論は、ややもすれば、今日存在している多様な家族のあり方を否定し、父 - 母 - 子 からなる、いわゆる「エディプス家族」を理想化することにつながるであろう。

なお、この「男性の不在」は、とくに教育や福祉でいえば、これまでの家父長制のもとでのジェンダー分業の結果作り出されてきた「教育・福祉の女性化」に起因するものである。教育の女性化については、すでに池谷壽夫 2005 で述べた（p. 71, 表 3 参照）ので、ここでは参考までに、社会福祉職に占める男性の割合を示しておこう。Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004 によれば、社会福祉職関係の男女比は、表 2, 表 3 のようになっている。

こうした事態の中では、社会福祉職や教育職における男性をどう増やしていくかが、大きな課題となってくる。

表 2 社会福祉職における就業者 1996

	数	男女比
社会福祉職全体	1,011,000	16.8/83.2
ソーシャルワーカー / 社会教育者	194,000	34.7/65.3
養護教員 Heilpädagogen	19,000	16.1/73.9
幼稚園教員	425,000	6.8/93.2
老人介護人	241,000	13.3/86.7
家族介護人 / 村落援助者 Dorfhelfer	7,000	6.6/93.4
養護教育介護人 Heilerziehungspfleger	24,000	38.3/61.7
幼児保育士 Kinderpfleger	36,000	4.9/95.1
労働・職業アドバイザー	16,000	55.3/45.7
その他の社会福祉職	48,000	36.7/63.3

(出所 : Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 90.)

表 3 子ども・青少年援助職における管理職 (ドイツ, 1998 年 12 月 31 日現在)

	申告数			%		
	計	男性	女性	計	男性	女性
子ども・青少年援助全体	27,169	5,344	21,825	100	19.7	80.3
昼間保育所	19,414	927	18,487	100	4.8	95.2
子ども・青少年援助の他施設	7,755	4,417	3,338	100	57.0	43.0

(出所 : Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 90.)

(3) 男子援助活動の担い手および共修・別修をめぐる問題

第 3 の課題は、男子援助活動の実践にかかわる根本的な問題である。すなわち、一つは、男子援助活動は男子グループという同性グループでのみ行う必要があるのかどうか、という問題である。先に示した男子援助活動の概念図では、斜線で示した部分を男女共修としたが、この部分が必要なのかどうかということになる。もう一つは、男子援助活動を行う大人は男性だけでいいのかどうかという問題である。両者は密接に絡み合っているので、ここでは分けずに考えてみよう。

まず、これまでの男子援助活動の定義からすれば、多くの男子援助活動では、男性の専門家が男子グループで行うことが当然だとされることになる。とりわけアイデンティティ志向男子援助活動や神話詩学男子援助活動では、それが求められよう。

そこには、たしかに積極的な意味がある。第 1 に、男子グループにすることで、一時的避難所というべき男子の「保護空間」がしつらえられるからである。そこでは、誇張して自己演技して見せる女子がないので、男子は自分の強さも弱さも不安もより率直に出し語ることができるし (Boldt 2004, S. 27, Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 118)、セクシュアリティといった問題についても、女子に遠慮することなく率直に自分の意見を言うことができるように

なる。第2に、男子だけのグループだと、共修だと女子が演じてしまう役割や行動様式をも男子が引き受けなければならなくなる。共修グループだと、女子がしばしば情動的なもの、社会的な協力、心地よさ、家事を気にかける役割を果たすが、男子グループでは男子自身がこうした役割を引き受けることになる (Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004, S. 119)。その結果、第3に、男子の間にも多様な「男性性」のあり方があることが男子相互にわかってくることになる。また、ジェンダー関係に反省的に関わっている男性の専門家が、どちらかといえばこれまで否定的に見られがちな男子に対して受容的に、そして自分の弱さも見せつつ人格的に関わるならば、男子はこれまでの「男らしさ」の鎧をおずおずとはずすことができるようになるであろう。

しかし、問題はまず第1に、男子が排他的な別修を望んでいるのか、ということである。別修に対する男子の意識に関する本格的な調査はまだないが、いくつかの調査研究を見るかぎりでは、男子は排他的で永続的な別修を望んでいるわけではない。例えば、少し古い学校調査であるが、それによると、共学校でみると女子67%、男子73%が共学を望んでおり、別学の希望は、女子19%、男子10%にとどまっている (Faulstich - Wieland/ Horstkemper 1995, なお池谷壽夫 2000a, p. 318 も、参照)。また別の調査では、男子は「部分的な」別修を肯定的なものと感じており、将来も共学校内部での別修を望んでいる (Welz/ Dussa (Hrg.) 1998, S. 135ff.)。この点から言えば、男子援助活動は、まずは男女共修を前提に行いながら、状況や課題に応じて臨機応変に、生徒の意見を聞きつつ一時的・部分的な別修を行う方がいいということになる。とりわけ、男子のコミュニケーション能力や社会的能力を高め、協力や葛藤・紛争を暴力によらずに解決する能力を発達させるための「社会的学習 Soziales Lernen」では、共修と一時的別修を組み合わせたやり方が有効であろう (Moericke 2001, なお Zieske 1997, S. 67 も参照)。

では、大人の専門家は男性でなければならないのだろうか。Bieringer/ Forster 2000 は、「男子援助活動は原則的に男性と女性によって行うことができるし行われるべきだ」(S. 20) と明確に主張している。その根拠は明示してはいないが、その前のところで、男子が「固定化したものやステレオタイプを弱体化して、別の矛盾した諸アイデンティティを試すこと」や「自分のアイデンティティをテーマとし、異化すること」(S. 17) の重要性を強調している点からすれば、男子が自分のアイデンティティを反省し、色々なアイデンティティを模索するためにも、男性だけでなく、女性も必要だと考えているのであろう。

また、Bentheim/ May/ Sturzenhecker/ Winter 2004 も、「女性」として男子援助活動を行う女性や、「男性」として男子援助活動を行う男性がともにいる教育を「交差教育 Über-Kreuz-Pädagogik」と呼んで、その拡大が不可欠だとしている。それは、第1に、社会福祉領域では男性よりも女性のほうが多いから男性を確保するのが難しいという理由だけではなく、第2に、「女性も自分の経験を背景にして、男性が「男性」として提供できない多くのものを男子に提供できる」(S. 34-35) と考えるからでもある (なお Neubauer/ Winter 2002 も参照)。

筆者も、男性だけではなく女性も (またさらには同性愛者、トランス・ジェンダーの人、インターセックスの人なども) 男子援助活動に自覚的に関わる必要があると考える。その理由は、第

1に、まだまだジェンダーに自覚的な男性が少ないという理由もあるが、第2に、男性の視点だけではなく、女性の視点からあるいは同性愛者の視点等々からも、男性問題を多角的に提起する必要があると思うからである。

こう考えてくると、IRISのように、男子援助活動を広義の意味での男子援助活動と狭義の意味での男子援助活動とに分けて考えることができるであろう。すなわち、広義の男子援助活動とは、「大人の男性・女性専門家による、男女共修というかたちをとった男子援助活動」であり、狭義の男子援助活動は、男子援助活動の一般的定義にあるような「大人の男性専門家による、男子グループにもとづいた男子援助活動」を意味する。そして大事なことは、この広義の男子援助活動をも行いつつ、同時に並行して狭義の男子援助活動を実践することである。

以上のことを踏まえて、あらためて男子援助活動の目標や課題を考えてみると、男子援助活動は少なくとも次のような目標や課題を持つ必要があると思われる。

男子援助活動は、まず第1に、男子に社会や身の回りにあるジェンダー問題に敏感にさせ、自らのジェンダー・アイデンティティを意識的に反省することを促す。そのためには、多様なアイデンティティのあり方、多様な「男性性」のあり方、多様な性のあり方（同性愛、トランス・ジェンダー、インターセックス等）を積極的に男子に示すことが必要となる。

第2に、男子援助活動は、それとともに、ジェンダー関係における支配・権力関係をテーマとし、男子に自分の共犯的側面と同時に被害者的な側面をも自覚的に検討するように促していく。ジェンダー関係の批判的検討という課題である。

そして第3に、男子援助活動は、日常生活でのジェンダー関係を男子とともに模索し、ジェンダー関係の民主化への取り組みを励ます。その際、大きなテーマとなるのは、「暴力とは何か」ということであろう。暴力を伴わない交際のあり方も含めて、暴力への男子の自覚的な取り組みが重要な課題となるであろう*。

* Bieringer/ Forster 2000も、男子援助活動の目標として似たような課題を掲げていることを指摘しておこう。すなわち、男子援助活動は、第1に、男性の諸アイデンティティのたえざる交渉活動であり、第2に、ジェンダー関係における権力関係を問題として、セクシズムやホモフォビアに反対し、そして最後に、ジェンダー関係の民主化を目指すものとして定義されている。

【引用文献】

- Bentheim, A./ May, M./ Sturzenhecker, B./ Winter, R: *Gender Mainstreaming und Jungenarbeit*. Juventa 2004
- Bieringer, Ingo/ Forster, Edgar: „echtCool“ Mit Schülerinnen und Schülern über Männer, Frauen und Gewalt arbeiten. In: Ingo Bieringer, Walter Buchacher, Edgar J. Forster (Hrg.): *Männlichkeit und Gewalt. Konzepte für die Jungenarbeit*. Leske + Budrich 2000
- Blomberg, Christoph: Zum Einstieg - eine kleine Geschichte der Jungenarbeit. In: *Rundbrief Jungenarbeit in NW*. LAG-RB 2/ 2003
- Blomberg, Christoph: Von der Mädchen zur Jungen - zur Geschlechtsspezifischen Arbeit. In: *Jugend-*

hilfe Report 1/ 2005

- Boldt, Uli: „Ich bin froh, dass ich ein Junge bin“ Materialien zur Jungenarbeit in der Schule. 2. korrigierte und erweiterte Auflage Schneider Verlag Hohengehren 2004
- Boristowski, Dieter: Braucht Jungenarbeit ein "Leitbild Männlichkeit"? In: Benedikt Sturzenhecker (Hrg.): *Leitbild Männlichkeit?! Was braucht die Jungenarbeit?!* Votum 1996
- Brunke, M.: Zur geschlechtsspezifischen Arbeit mit Jungen? Bericht über die Jungenarbeit im Wannseeheim für Jugendarbeit Berlin. In: *Neuer Rundbrief 2/3*, Berlin. 1981
- Connell, R. W.: *THE MEN AND THE BOYS*. Polity Press 2000
- Faulstich - Wieland, Hannelore/ Horstkemper, Marianne: "Trennt uns bitte, bitte, nicht!" Koedukation aus Mädchen- und Jungensicht. Leske + Budrich 1995
- Forster, Edgar: Jungenarbeit als Männlichkeitskritik. In: *KOFRA 96/2002*
- Forster, Edgar: Jungen- und Männerarbeit In: Glaser, Edith & Klika, Dorle & Prengel, Annedore (Hrsg.): *Handbuch Gender und Erziehungswissenschaft*. Klinkhardt 2004.
- Haindorff, Götz: Vater- Hunger- Die Bedeutung von Autorität in der Arbeit mit jungen Männern. In: Benedikt Sturzenhecker (Hrg.): *Leitbild Männlichkeit?! Was braucht die Jungenarbeit?* Votum 1996
- Haindorff, Götz: Auf der Suche nach dem Feuervogel. Junge Männer zwischen Aggression, Eros und Autorität. In: Möller, Kurt (Hrg.) 1997
- Heiliger, Anita: Zu Hintergründen und Grundsätzen einer antisexistischen Jungenarbeit. In: Bieringer, Ingo/ Buchacher, Walter, Forster, Edgar (Hrg.): *Männlichkeit und Gewalt. Konzepte für die Jungenarbeit*. Leske + Budrich 2000
- IRIS : <http://www.iris-egris.de/jungen/basics/wasist.phtml>
- Jantz, Olaf/ Grote, Christoph (Hrg.): *Perspektiven der Jungenarbeit. Konzepte und Impulse aus der Praxis*. Leske + Budrich, Opladen 2003
- Kaiser, Astrid: Soziale Jungenförderung als Weg zur Gleichberechtigung? In: dcrs (Hrg.): *Koedukation und Jungen. Soziale Jungenförderung in der Schule*. BELZ 1997
- Kaiser, Rosa/ Mavroudis, Alexander: Mädchen- und Jungenarbeit in Bewegung. In: *Jugendhilfe Report 1/ 2005*
- Klees, Renate/ Marburger, Helga/ Schuhmacher, Michaela: *Mädchenarbeit. Praxishandbuch für die Jugendarbeit; Teil 1*, Weinheim, München, 5. Auflage 2004
- Kucklick, Chrisitoph: Neuer Mann- Was nun?, *GEO WISSEN*, Nr. 26, 2000
- Lehner, Erich: Brauchen Jungen Vorbilder? In: Ingo Bieringer, Walter Buchacher, Edgar J. Forster (Hrg.): *Männlichkeit und Gewalt. Konzepte für die Jungenarbeit*. Leske + Budrich 2000
- Moericke, Helga: Persönliche und soziale Kompetenz der SchülerInnen stärken aber wie? Erfahrungen mit Mädchen - und Jungenstunden in einer 7. Klasse am Gymnasium. In: Marion Seidel/ Margot Wichniarz/ Marion Woelki (Hrg.) : *Koedukation im Wandeln*. Berlin: Berliner Landesinstitut für Schule und Medien, 2001
- Möller, Kurt: Zur Einführung. Merkmale und Konturen sozialer und pädagogischer Arbeit am Männlichkeits- Spagat. In: Möller, Kurt (Hrg.) 1997
- Möller, Kurt (Hrsg.): *Nur Macher und Macho? Geschlechtsreflektierende Jungen- und Männerarbeit*. Juventa 1997
- Neubauer, Gunter/ Winter, Reinhard: So „geht“ Jungenarbeit. Pointierte Ergebnisse aus dem IRIS-Projekt „Jungenpädagogik“ In: Sturzenhecker, Benedikt/ Winter, Reinhard (Hrg.): *Praxis der Jungenarbeit. Modelle, Methoden und Erfahrungen aus pädagogischen Arbeitsfeldern*. Juventa Verlag 2002.

- Ottmeier- Glücks, Franz Gerd: Über die Notwendigkeit einer antisexistischen Arbeit mit Jungen. In: *deutsche jugend*, 7-8/ 1996
- Preuss- Lausitz, Ulf: Die Schule benachteiligt die Jungen!? In: *Pädagogik* 5/99
- Rose, Lotte/ Schmauch, Ulrike (Hrg.) 2005: *Jungen - die neuen Verlierer? Auf den Spuren eines öffentlichen Stimmungswechsels*. Ulrike Helmer Verlag 2005
- Sahm, Stephan: *Antisexistische Jungenarbeit*. 1999
<http://www.hausarbeiten.de/faecher/hausarbeit/soa/4346.html>
- Savier, Monika./ Wildt, Carola: *Mädchen zwischen Anpassung und Widerstand*, München 1978
- Schenk, Michael: Warum Jungenarbeit? Zur Begründung von emanzipatorischer Jungenarbeit: eine Kritik am Konzept der antisexistischen Jungenarbeit und einige Beispiele für eine Alternative. In: *päd extra* 1/93
- Schenk, Michael: Jungenarbeit und Antisexismus. In: *Forum der Kinder? und Jugendarbeit? Vereinsskurrer* 1/1995
- Schmauch, Ulrike: Was geschieht mit kleinen Jungen? - Ein persönlicher Blick auf die Entwicklung des Jungenthemas von den 70er Jahren bis heute. In: Rose, Lotte/ Schmauch, Ulrike 2005
- Schnack, Dieter/ Neutzling, Rainer: *Kleine Helden in Not*. 1990
- Schwarz, Anne: „Neue Jungen braucht das Land!“ Überlegungen zu pädagogischem Arbeiten an der sexuellen Identität von Jungen aus der Perspektive feministischer Mädchenarbeit. In: Möller, Kurt (Hrg.) 1997
- Sielert, Uwe: *Jungenarbeit. Praxishandbuch für die Jugendarbeit Teil 2*. 3.,völlig überarbeitete Auflage 2002
- Skelton, Christine: *Schooling the Boys*. Open University Press 2001
- Sturzenhecker, Benedikt: Wann ist der Mann ein Mann? - Konzepte zum "Leitbild Männlichkeit" in der Diskussion. In: Sturzenhecker, Benedikt (Hrg.): *Leitbild Männlichkeit?! Was braucht die Jungenarbeit?* Votum Munser 1996
- Stuve, Olaf: „Queer Theory“ und Jungenarbeit. Versuch einer paradoxen Verbindung. In: Fritzsche, Bettina/ Hartmann, Jutta/ Schmidt, Andrea/ Anja Tervooren (Hrg.): *Dekonstruktive Pädagogik. Erziehungswissenschaftliche Debatten unter poststrukturalistischen Perspektive*. Leske + Budrich, Opladen 2001
- Tiemann, Rolf: Konzeptionelle Ansätze der Jungenarbeit auf dem Prüfstand. In: *deutsche jugend*, 47. Jg. 1999, H. 2
- Welz, Eberhard/ Dussa, Ulla (Hrg.): *Mädchen sind besser - Jungen auch Konfliktbewältigung für Mädchen und Jungen - ein Beitrag zur Förderung sozialer Kompetenzen in der Grundschule. Band 1 Dokumentation eines Modellversuche*. Pötec, Gesellschaft für Bildung und Technik mbH, 1998
- Winter, Reinhard/ Neubauer, Gunter: Dies und Das. Das Variablenmodell „balanciertes Jungesein“ und die Praxis der Jungenarbeit. In: Sturzenhecker, Benedikt/ Winter, Reinhard (Hrg.): *Praxis der Jungenarbeit. Modelle, Methoden und Erfahrungen aus pädagogischen Arbeitsfeldern*. Juventa Verlag 2002
- Winter, Reinhard: Identitätskrücken oder Jungenarbeit? In: Winter, R/ Willems, H. (Hrg.): *Was fehlt, sind Männer! Ansätze praktischer Jungen- und Männerarbeit*. Männermaterial Bd. 2. Tübingen 1991
- Winter, Reinhard: Was braucht Jungenarbeit? In: Sturzenhecker, Benedikt (Hrg.): *Leitbild Männlichkeit?! Was braucht die Jungenarbeit?! Votum* 1996
- Winter, Reinhard: Jungenarbeit ist keine Zauberei. In: Möller, Kurt (Hrsg.) 1997
- Winter, Reinhard: Jungenarbeit - ein Perspektivenwechsel. In: Brandes, Holger/ Bullinger, Hermann

- (Hrg.): *Handbuch Männerarbeit*. BELTZ 1998
- Zieske, Andreas: Den geschlechterdifferenten Blickwinkel entwickeln! Fortbildung, Praxisberatung und Supervision zur Jungen- und Männerarbeit. In: Möller, Kurt (Hrsg.) 1997
- Zieske, Andreas: „Jungenarbeit“ an der Schule - Ziele, Probleme, Praxisansätze. In: *Pädagogik* Heft 5/ 1999
- ファウルシュティッヒ=ヴィーラント, ハンネローレ 2004: 『ジェンダーと教育——男女別学・共学論争を超えて』池谷壽夫監訳, 青木書店, 2004年
- 林道義 2002: 「「男女平等」に隠された革命戦略 家族・道徳解体思想の背後に蠢くもの」, 『正論』2002年8月号
- 池谷壽夫 2000a: 「ドイツにおける男女平等教育の現状——「反省的男女共学」と性教育を中心に」, 天野正子編 『ジェンダーの視点に立った若もののライフスタイルの変容を促す学習に関する研究——青年期に焦点をあてて——』(科研報告書), 2000年
- 池谷壽夫 2000b: 『教育からの離脱』青木書店, 2000年
- 池谷壽夫 2001: 「男性の育ちがたさと生きがたさ」, 『教育』2001年12月号
- 池谷壽夫 2005: 「ドイツにおける最近の男女共学批判——学校における敗者は男か女か?——」, 『日本福祉大学社会福祉論集』第113号, 2005年
- 岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子 2002: 「ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳(1)(2)」, 『比較法学』第36巻1号, 第37巻1号
- 国立オリンピック記念青少年総合センター調査連絡課 1998: 『ドイツ連邦共和国の青少年』1998年
- コンネル, ロバート・W 1993: 『ジェンダーと権力 セクシュアリティの社会学』森重雄他訳, 三交社, 1993年, 原著1987年
- ムフ, シャンタル 1998: 『政治的なるものの再興』千葉真他訳, 日本経済評論社, 1998年
- 齋藤純一 2000: 『公共性』岩波書店, 2000年
- 渋谷治美 2000: 「「フェミニスト男性研究」の視点と構想——日本の男性学および男性研究批判を中心に——」, 『社会学評論』第51巻 第4号, 2000年
- 高橋史朗 2002a: 「ファロスを矯めて国立たず 『家庭科』という環境ホルモン」, 『諸君!』2002年6月号
- 高橋史朗 2002b: 「非常事態に陥った日本 自治体と教育現場で進行する文化大革命」, 『正論』2002年8月号
- 高橋由紀子 2001: 「ドイツの児童福祉」, 鈴木陽子編 『児童福祉——社会福祉士を目指す人のために——』八千代出版, 2001年

* 本稿は、日本福祉大学 2005 年度課題研究「男性の社会化プロセスに関する萌芽的研究——思春期のセクシュアリティと「男性性」の獲得」の成果の一部である。